

Title	クリニーの宗教改革運動とヒルデブランド
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.17, No.3 (1939. 4) ,p.85(425)- 103(443)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19390400-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

クリニーの宗教改革運動とヒルデブランド

占部百太郎

この一小篇は余のヨーロッパ中世史講義案の一齣である。學生にヨーロッパ中世期文化の梗概を授けんとの趣旨から起稿したものであるから、概括的記述に過ぎないのは、固より已むを得ない所である。

一 大地主としての教會

ローマ法王を中心とする教權と俗君主殊に神聖ローマ皇帝の主張した各國家に於ける教會をも支配する統治權とは、到底衝突を免かねざる必至の趨勢に在つたのだが、この趨勢は封建制度から蒙むる弊害に堪えずして、ローマ教會が自から行つた改革によつて一層の拍車をかけた。而して衝突の端緒は、僧侶が采邑を受領するに方つて、法王か俗君主か、何れがその『敍任權』(Investiture) を行使すべきやの大論争に發した。這般の紛争は西ヨーロッパ到る處に惹起されたのだが、就中イギリスに於けるヘンリーア一世對トマス・ベケット、ドイツに於けるヘンリー四世對グレゴリオ七世の格鬪が最も激烈であつ

た。殊に後者の場合に於て、俗君主側の代表者と見るべきドイツ王が、大局に於てローマ法王の爲に敗北の苦杯を嘗めさせられ、痛く帝權を毀損せられたので、爾後中世期の後半を通じて、ローマ教會の靈俗兩界に跨る權威は不動の地位を確立するに至つたのである。然らば、ローマ教會は十一世紀に至つて、何故大改革を斷行せねばならぬ境遇に在つたか、先づその事情から敍述を始めねばならぬ。

當時、西ヨーロッパに於けるキリスト教會は、その全歴史を通じて、最も重大なる危險に脅威せられてゐた。猛火の如く既に俗社會を焼き盡くした封建制度の弊害は、キリスト教會に延焼すべきことは必至の勢であり、否既に延焼しつつあつた。一言にして蔽へば、封建制度は借地權に基盤づけられた社會體系である。而して西ヨーロッパの各國に於て、平均三分の一に上る土地を保有したキリスト教會は、居然たる一大領主であつた。例へば、九世紀のフランスに於て、最も富裕なる僧侶は、各々七萬五千エーカーの土地を保有してゐた。而も教會の領土は軍事的奉仕を捧げない謂ゆる『自由寄進』(Frankalmoign, free alms) の形式によつて益々増加する傾向であつたので、後年イギリスでは『永代寄附禁令』(Statute of mort-main) を發布して、この種の寄附を禁止した程である。斯くの如く廣大なる教會領の管理は、實に封建俗領主の最も主要なる政策であつた。

嘗て封建制度に就て論述した小篇(『史學』十五卷四號參照)に於て云つたやうに、教會及び教會領は全く封建制度の體系中に編入せられた。封建的國王はその配下の大僧正、僧正、僧院長等に向つて、靈

貴族として各自の保有した領土に割合して、俗貴族の場合と均しく、國家の負擔を分擔すべしと要求した。夙に入世紀に於て、カルロス系の諸王は大領地を保有した靈貴族から、軍事的奉仕を搾取した。多くの場合に於て、僧正や僧院長は親から騎士を引率して戦場に趣いた。バイオウの僧正オドーは、その兄弟ウイリアム戦勝王の爲に百二十人の騎士を率ひてヘスチングスに戦つた。

『教區』(parish) の『司祭』(priest) も亦、十世紀頃一階級として、西ヨーロッパ到る處領主に從屬してゐた。教區即ち村落の教會より生ずる什一稅、供物、葬式料、『命名料』(Christening fees) 等の收入は頗る多額であつたので、領主は教會の建立を以て、極めて有利なる投資と認めたのである。領主はその任免權を握つた司祭をば、自家の祕書又は代官として使用し、而もその任命に對して、料金を拂はしめた。而して、この任命權は宛も私有財產の如く、全部又は一部賣買せられた。村落に於ける信徒の要求及び靈的慰藉等の如き、宗教上の本務は領主の顧みるところでなかつた。

二 高級僧官は貴族出身

教會の富裕なる財産に垂涎した俗貴族等は、争うて僧正領及び僧院領に、自己の階級に屬する者を推薦した。稀有なる例を除いて、僧正及び僧院長の地位は、全く貴族の當主又はその子弟によつて占有せられた。レンスの大僧正及びその配下の二僧正は公爵であり、他のフランスの二僧正は伯爵であつた。

ドイツの大諸侯も亦その子弟をして、重要な教會の地位を占めしめた。又ドイツに於てマインツ及びケルンの大僧正は公爵の位に在つた。イギリスに於ても、この例に漏ることは出來なかつた。而も最も甚だしい弊害はこれ等の高級僧侶が結婚して、その僧職を世襲せしめんと企てたことであつた。斯くて、多々益々教會の大官職は、野心に充ちた政治家の醜い闘争の阿堵物となりつゝあつた。

結局、法王の地位すらも、常に必ずしも俗君主の左右することから免るる能はざるに至つた。九世紀末から十世紀始に亘つて、ヨーロッパの豪族が黨を樹てて相争ひ、銘々各自の利害から打算して、宛も將棋の駒を動かすが如く、法王の廢位を行つた。又ドイツ國王ヘンリー三世が三人の法王を廢し、五人の法王を指名したことは、その選擇の賢明にして、且有害なる勢力を揮つてゐたローマ貴族の手から法王職を救出した功績は認めらるるけれど、俗君主の手によつて、キリスト教世界の靈長を指名することは、教會にとつて、極めて危険なる慣行であつたことは云ふまでもない所である。

三 クリニーの改革運動

封建制度の吸收による脅威からキリスト教會を救ひ出したのは、西ヨーロッパ宗教界の大改革運動である。十世紀にその起原を有して、有ゆる社會に影響を及ぼしたこの大改革運動は、クリニーの修道院と密接なる關聯を有するここから、『クリニー宗教改革』(Cluniac Reformation)として史上に知られて

ある。この修道院は九一〇年アクティタニヤ（ギィアン）、公ヴィリアムによつて、ブルゴーニュのクリニーに建設せられた。建設の特許状は、この修道院が今後如何なる種類の世俗的管理をも受けないこと、並にその領土は國家に對して何等の奉仕をも負はぬことを規定してゐる。而してその規則は聖ベネディクトの戒律に基き、且それに改革を加へたものである。

クリニー修道院の律僧は教會の弊害を一掃せんとの熱烈なる願望に燃えてゐた人達であつた。彼等は大僧院長オドー（九二六—六〇年）の口を藉りて、これ等の弊害を排撃し、彼等自身の生活並に組織によりて、修道院生活を世俗的支配から解放せんことを求めた。クリニーの新體系の下に於ては、各自に自動的であり、各自に獨立である古來の修道院計畫は廢止せられた。新らしい社會狀態に當面して、古來の儘の組織では、必然全修道院の封建化を導くであらうと感せられたからである。だから、新計畫では凡てクリニーの配下に派生した修道院は密接に本山と結合せらることとなつた。クリニーの僧院長が、修道院組合の頭首であつて、有ゆる末派の修道院は彼の指名した『副僧院長』(prior)によつて支配せられた。斯くしてこの新修道院組合は地方的俗領主の管理に對抗することが出來たのである。即ちクリニーに發生した新思想は、ヨーロッパ各地に傳播せられて、教會に於ける改革的分子を味方とするに至つたのである。

結局、クリニーの改革綱領は次の四箇條に歸著する。

- (一) 法王職を世俗的管理より解放する事
 - (二) 僧侶の獨身制を勵行する事
 - (三) 僧侶階級の全員に對する法王の絶對的權威を確立する事
 - (四) 僧職賣買並に世俗的敍任權、詳言すれば、封建的君主による僧正及び大僧正の指名並に世俗的君主による土地及び稱號と共に僧正及び大僧正の敍任權を廢止する事
- 併しながら、かかる經世家的ではあるが、野心に充ちた綱領を實行に移すといふことは、俗君主の激烈なる反対は勿論、教會内に於ける反対をも覺悟せねばならなかつた。それは殆ど不可能事とも云ふべきほどであつた。

四 ヒルデブランド

而してこの殆ど不可能事を遂行したことは、他の何人よりも主として一人の力に依つたのであつた。その一人とは即ちヒルデブランドである。尤もヒルデブランドが法王に擧げられた前約四十年に亘つて、歴代のローマ法王はこの多方面に起原を有する教會改革運動を指導してゐた。就中レオ九世（一〇四八—五四年）は最も熱心であり有力であつた。而もこの改革運動が著々と進捗して、成功の道を辿つてゐたのは、ヒルデブランドが多年の間歴代法王の背後に在つて、畫策を廻らしたからであつた。

ヒルデブランドは多分大工であつたボニゾなる者の子として、トスカナのソヴァアナ（一書にはSeona）に生れた。年代は不詳であるが、彼が一〇七三年ローマ法王に擧げられた時約五十歳であつたと云はれてゐる (Cambridge Mediaeval History, V., p. 51)。幼にして修道院に入り、最初はローマに、次にクリニーに學んだ。一〇四八年ローマに歸り、直ちに法王廳の一勢力家となつた。その後約四十年間、一〇八五年その死に至るまで、ヒルデブランドは單身法王廳を背負つて立つたかの觀があつた。彼は短軀肥満低聲にして且吃り、風采は甚だ揚らなかつた。唯だ炯々たる眼光は他を威壓するものがあつた。自家の正義に確信を懷いて、排撃に烈しく、行動に敏活なるヒルデブランドは、坐ろに豫言者エリヤを聯想せしむるものがあつた。(1 Kings, Chap. 17 ff.) 彼の學問は何等の獨創なく、又何等の教義をも提唱しなかつた。從來史學者は往々彼が聖オーガスチヌスの教義を祖述したと云つてゐるけれど、彼の書いたものの中には、唯だ一箇處を除いて他にその痕跡を認むることが出來ない。(Cambridge Mediaeval History, V., p. 53)。彼の精神は矢張り聖書殊に舊約の精神であつて、彼が生涯強調したのは服従であつて、愛ではなかつた。『歴代の法王は死去して影を收めた。ヒルデブランドは尙ほ不動の地位に立ち、或は多々益・頭角を現はしつつある』と、宗教史の權威ミルマンは評してゐる。最後の十二年間 (一〇七三一八五年) 彼はグレゴリオ七世の名稱の下に、自ら法王に擧げられた。兎に角彼は中世史に一時期を劃した最も偉大なるローマ法王である。

五 ヒルデブランドの政策、樞機員會

ヒルデブランドの政策を知らんとするには、クリニーの綱領を一々點検せねばならぬ。先づ第一、法王職を世俗的管理から解放する事である。この目的は一〇五九年法王ニコラヌ一世の時、ローマ法王廳の改造が行はれて、『選舉勅令』(Electoral Decree) による『樞機員會』(College of Cardinals) の設立によつて達成せられた。從來の慣行によれば、ローマ法王は皇帝の指令によるか、又はローマ市民の選舉によつて就任したのであるが、今後はこの樞機員會の一手によつて選舉しようといふのである。『樞機員の主なる權能は法王の選舉に在つた。併しながら、彼等は又嚴密に中世期國王の「王政廳」(curia regis, royal court of justice) の義務に均しい義務をも遂行した。この種の團體と等しく、樞機員等は近代的意義に於ける何等憲法的權力をも揮はねば、又何れの方法に於ても、法王の權威に制限を加へなかつた。彼等の業務は爾か爲すべく召集せられたとき、はじめて協賛を與へ、而して教會の一般政治について法王を輔佐するに在つた。且又世俗的國家に於けるが如く、法王政廳に於ける政府の權能の分化は緩慢であつた。唯だ漸次に法王政廳の中から、特殊の行政事務に當るべく、特殊の人々の團體が法王の周圍に形成せられつゝあつた。斯くして、インノセントIII世の時頃法王政廳はヨーロッパから提起せられた訴訟を聽問する上訴裁判を開かつた。』(Eyre, European Civilization, III, pp. 204—5) 樞機員

の定員は最初七人であつて、主としてローマ附近の僧正達が召集せられたが、現在では殆どその十倍に増加してゐる。彼等が法王を選舉する法律的權利に對して、滅多に挑戦せられなかつたし、又せられても、決して成功しなかつた。

クリニー綱領の第二條は獨身制の勵行である。僧職の世襲を斷然停止して、靈界の指導者はその父の資質によらず、本人の精神的資質に對して選任せられねばならぬと云ふのが、改革者の主張であつた。これは極めて正しい主張であるにも拘はらず、如何にその勵行に困難であったかと云ふことは、公然肉食妻帶を禁止する我が禪宗僧侶の大多數が事實上結婚して居ることによつても推察することが出来る。十一世紀頃の西ヨーロッパに於ても、僧侶の多數は結婚して子を産み、その僧職を世襲せしめ、子なき者はその姪に僧職を傳へんとする弊害が、滔々風をなしてゐた。これを國際的觀點から見ても、家族的繫累なき者ならば、宗教組合の利益によつて、容易に一國から他國に轉任せしむることが出来る。のみならず、中世期的觀念によれば、眞箇の宗教家たる者は獨身主義を守らねばならぬと云ふのであつた。そこで、前に述べた一〇五九年の勅令は樞機員會の規定の外、僧侶の結婚を以て違法だと宣言した次第である。爾來僧侶の獨身制の勵行は繼續せられて、少なからず成功したのである。

クリニー綱領の第三條は、キリスト教會内に於ける法王の權威は絶對的であらねばならぬ事である。これは勿論新奇なる觀念ではなかつた。前講に於て屢々述べた如く、聖ペテロの相續者として、ローマ

の僧正は自動的に斯くの如き權威を主張し遂行し、且著々その範圍を擴張しつつあつた。ところが、事實に於て、教會内に多くの地方的自治が行はれてゐたのだが、併しながら、改革者等は教會の歴史に於ける這般の危機に面して、ローマ法王の絶對的權威が教會の利益に對して主張せられねばならぬことを痛感したのである。そこで、凡ての僧正は新たに特別なる忠試の誓約によつてローマ法王に結び著けられ、凡て教區の司祭は各自の僧正の判決に對して、法王に上訴する權利を有することとせられた。且又法王グレゴリオ七世によつて西ヨーロッパを通じて派遣せられた公使等は直接に法王の身上的權威を代表し、斯くして法王の權威は凡ての如何に高い地方的權威にも超越するものとせられた。結局ローマ法王の權威は、如何なる宗教會議の權威よりも高いものだといふことが主張せられた。これ等の目的の凡てが直ちに達成せられなかつたけれど、グレゴリオ七世はその達成に向つて惡戰苦鬪し、或機會に於ては、フランスの凡ての大僧正が同時に破門せられたことさへさつた。

クリニー綱領の第四條は僧職賣買及び世信的敍任權の禁止である。世俗的敍任權は西ヨーロッパの政治的體系となつてゐたほど、それほど一般に行使せられてゐた。封建的王公は到る處、彼等が新たに敍任した僧正及び僧院長から臣下たるの誓約を得て、その領土を封じ、而して後軍事的奉仕を課した。敍任は王公自から左右することが出來たので、屢次恰も競賣物の如く、高値を拂ふ者に僧職を賣却した。これ即ち僧職賣買罪である。(Simoney 僧職賣買罪とは金を贈りて僧職を買はんとした Simon Magus の

名に因んだものである。新約聖書使徒行傳第八章十八、十九節参照) 僧職を買取つた者が、これをその子孫に傳へんことを希願することは人情の常である。斯くして、僧職賣買は當代に於ける他の多くの弊害を招いたのである。

ヒルデブランドが法王に擧げられた二年後(一〇七五年)ローマに於て開かれ、彼自から主宰した宗教會議に於て、俗君主から土地を受領した凡ての僧侶を公然廢位する旨を宣言した。改革者等は總ての教會領は神に捧げられたものであるから、如何なる世俗的權威に對しても、何等の奉仕だも負ふところないと感じたのである。この宣言は取りも直さず、西ヨーロッパに於ける有ゆる王公に對するローマ法王の宣戰であつた。ヨーロッパに於ける最大の君主ドイツ國王に對して、先づ敍任權の戰爭が布告せられたのはその方面に於ける戰勝は他の王公に對する勝利を容易ならしむると感じたからであつた。この宣言は又習慣上神聖ローマ皇帝たるドイツ國王の主張するキリスト教世界の指導者たる地位に對する挑戦であつたのである。

六 ドイツの政情

一〇五六年ヘンリ十三世が卅九歳の壯齡を以て突然死去した時、ドイツ國王の權力は非常に强大であつた。封建諸侯の跋扈は制遏せられ、スラヴ人の侵入も亦阻止せられ、ヘンリー三世はその餘力を用ひ

て、イタリヤに於ける秩序をも回復することが出來た。天若し彼に十年廿年の壽命を藉してゐたならば、ドイツ國王の權威は一層鞏固を致し、從つて到底來らずんば已まざる敍任權の戰爭も異つた結果を見たことであらう。

ヘンリー三世の息で相續者であつたヘンリー四世（一〇五六一一〇六年）はその父王の死んだ時、未だ六歳に達しなかつた。併しながら、この小兒の相續權に對して、何人も疑議を挿まなかつたことを見ても、當時ドイツ國王の世襲權が如何に確立せられてゐたかを察することが出来る。攝政となつた彼の母アグネスは敬虔ではあつたが、弱い女性であつた。そこで五年の後マインツとケルンの兩大僧正が代るぐ政柄をとり、而して幼主を誘拐したりした。世俗的であり、野心深く、政權を弄した兩大僧正は一向に彼等及び彼等の近親の利益を圖るべく、その地位を利用した。このクリニー前時代の兩大僧正が凡ての靈的義務を等閑に附したことは、若いヘンリーが彼等の保護の下に、放縱なる疎懶の青年に養成せられた事實がこれを證明してゐる。ザヴォア伯オットーの娘ベルタとの政略結婚が強制せられて、ヘンリー四世はこれを厭ふて離婚せんとした程であつたが、一〇七一年に男兒が出産した後、琴瑟相和するに至つた。一〇六九年十八歳の時、彼は親から國務を總攬することとなつた。ヘンリー四世はオットー大帝以來の故策に倣つて、僧侶階級と結び、寛大に、土地を賦與して、而も自家の利益を圖つた。封建貴族の會議が召集せられても、靈貴族のみが出席して、俗貴族の多くはこれに會合しなかつた。斯

くして、俗貴族の支持を失つたことが、ローマ法王との鬭争に當つて、結局彼の失敗に畢つた大原因であつた。

七 ヘンリー四世の廢位

ヒルデブランドが法王に舉げられた時に於けるドイツの政情は以上の如きものであつた。新法王はヘンリー四王が法王の選舉に發言の機會を有しなかつたにもせよ、ドイツ國王の承認を経るまで、その就任を猶豫するだけの用意を缺かなかつた。ところが、グレゴリオ七世はその就任後直ちにヘンリーの僧職賣買並にヘンリーの不道徳を諫め、且僧職賣買の度數並に結婚僧侶の人數を調査せしむべく、ドイツに使者を派遣した。斯くて一〇七五年上述の如き俗君主の敍任權を不法なりと宣言したローマ宗教會議の決議が送附せられた。而して又グレゴリオはヘンリーがミラノの大僧正を任命したことを非難し、その行爲について辯明すべく彼をローマに召喚した。

這般の法王の行動が、ヘンリー四世を始め、僧職賣買罪を犯し俗君主によつて任命せられ、剩へ結婚の破戒を行つた多數のドイツ僧侶に與へた衝動は固より痛烈であつた。ヘンリーは一〇七六年一月ウオルムスにドイツ僧侶の會議を召集して、敏速にその對策を講じ、大膽にもグレゴリオ七世の廢位を宣言した。而も對手は名にし負ふヒルデブランドの後身だ。グレゴリオは些かも動することなく、一〇七六

年二月反対にヘンリー四世を破門し、且つその王位を廢し、有ゆるドイツ國王の臣下から彼等の忠誠の誓を免除して、これに答へた。

鬭争はいよいよ激化した。豫てからヘンリー四世の放縱なる生活と虐政とに不平であつて、一向に國王の權威の羈絆から脱却すべき機會を狙つてゐたドイツの貴族等は果然ローマ法王に黨同して、國王から離れ去つた。殊にサクソニヤ人は皇帝の位がフランコニヤ王系の手に移つて以來ドイツ國王に對して不平であつたと、ブライス卿は説明してゐる。(古部譯『神聖羅馬皇帝』一五三頁参照) 一〇七六年末ドイツの貴族は會議を開いて、グレゴリオ七世に向つて、來春勿々ドイツに來つて、公式に國王を審問すべき會議を主宰するよう案内した。幾何もなくして、この貴族會議はヘンリーの王權行使を停止することを決議した。ローマ法王は悦びを以てこの報導を迎へ、而して敏速に案内に應じた。それは彼にとつて、その目的の實現と、靈的權力と俗的權力との相關的重要性を世界に示現することを意味した。法王グレゴリオ七世はドイツ國王ヘンリー四世に對する裁判を主宰して、三十年前法王グレゴリオ六世に對する裁判を司つた國王ヘンリー三世の不幸なる記憶を拂拭するであらう』(Cambridge Mediaeval History, V, p. 69)

八 カノサ城の屈辱

事態はいよいよ重大に趣いた。かく忌避せられ、裏切られ、脅迫せられたヘンリー四世は、この大危機に面して、大勢の極めて自家に不利益なるを感じし、些かも躊躇するところなく、經世家的大決斷に出でた。彼はローマ法王がドイツに到達する前に方つて、イタリアに越えねばならぬと決心したのである。彼は法王の在處を探求して、一介の懺悔者として、グレゴリオ七世から、『キリストの代理者』(Vicar of Christ)としての法王が、拒絕することを敢てせざるべき破門の赦免をかち得んと企てた。艱難は非常の勇氣を彼に與へた。彼に對する警戒を脱して、ヘンリーはその妻その幼兒及び少數の從者を隨へて、イタリヤに出發した。同國に達すべき他の通路は凡て貴族等の警戒嚴重であつたので、モン・サニの途をとるの外なかつた。一〇七七年一月は非常の酷寒であつた。氷雪深く行手を鎖して、豫定の通路によつてアルプスを跋涉することは、最も頑強なる登山者の忍耐を要した。言語に絶した困苦を嘗めて、ヘンリーの一行は無事アルプスを踰越して、ロンバルデヤの平原に達した。グレゴリオはヘンリーのイタリヤに來るべきことを察知して、ドイツ旅行の中途、その所在を暗ますべく、強力なる法王の支持者であつたマチルダ伯爵夫人の居城に立寄つてゐた。城はトスカナのカノッサに在つて、アペニン山中の幽寂なる閑居であつた。懺悔者の被る毛布のフロックに打扮つたヘンリー四世は曠々たる白雪を冒して、法王に面謁を乞ふべく、跣足にて城庭に立つた。斯くすること三目に亘つた。法王は却つて窮境に立つた。赦免を拒むことも或は餘り長く猶豫することも、キリスト教徒の良心を衝撃するであらう。懺悔者

を宥免することは、ドイツに於けるヘンリーの政治的地位を鞏固ならしむべく、而して紋任權の鬭争に於けるドイツ方面の勝利をよく放棄することにならないまでも、これを延引するであらう。而も懺悔者は真心から悔悟したであらうか。彼の悔悟的態度は狡猾なる政治的術策ではないであらうか。カノッサに於ける眞のドラマは城の外に於けるよりも、却つて城内奥深く法王の腹巣に於て演せられた。然るにヘンリー四世の誠實如何に拘はらず、法王は最早赦免を拒むことは出來なかつた。といふのは若し拒絕したとするならば、彼はキリストの精神の默示者たるその主張を抛棄せねばならなかつたからである。その間にマチルダ伯爵夫人その他の周旋等もあつて、ヘンリー四世は竟にドイツの王冠は當分ローマ法王に附屬するといふ條件付にて、破門を赦免せられたのである。

九 グレゴリオ七世

斯くして紋任權鬭争は法王側の勝利に歸して、一先づ落着した。併しながら、鬭争は尙ほ多年に亘つて繼續せられ、而も益々紛糾して行くのである。果然ヘンリー四世は眞に悔悟したのではなく、ドイツに歸るや、直ちにクリニー綱領に反対すべく種々策動するところあつた。一方に於てヘンリーの反対黨殊にサクソンニヤ及びスワビヤの貴族等はドイツ國王の選舉説を主張して、彼の義兄弟たるスワビヤのルドルフを國王に選舉した（一〇七七年三月）。ドイツの内亂は續いた。一〇八〇年ヘンリーはフォーリハ。

イムに於て貴族軍と戦ひ全敗した。而もヘンリーはカノッサの約束を取消したので、又もやグレゴリオ七世によつて破門せられた。併しながら、この時ドイツの政情は一變してゐたので、今回の宣告はヘンリーの味方に對して、殆ど何等の動搖だにも及ぼさなかつた。同年十月エルスターの戰に於て、ヘンリーは又も敗北したけれど、敵將ルドルフは陣沒した。翌年ルクセンブルグのヘルマン^ビが反對國王に擧げられたけれど、彼は強い抵抗をするだけの力を有たなかつた。

ドイツの僧正等は強くヘンリー四世を支持して、又もグレゴリオ七世を廢し、反對の法王を選舉した。

ヘンリーは兵をイタリヤに率ひ、ローマに進んだけれど、グレゴリオ黨は堅く城門を鎖して、守備を嚴にした。約三年間イタリヤに停滯した後、ヘンリーは一〇八三—四年の冬竟にローマを略取した。彼は即ち反對派の法王クレメント三世の手によつて、その王妃と共に戴冠した。聖アンゼロ城に圍まれたグレゴリオ七世は急を告げて、南イタリヤに於けるノルマン人の救援を求めた。ロバート・ギスカードは即ち兵を率ひてローマを攻撃した。ヘンリーはノルマン人の驍勇を恐れ、戈を交へずして退却した。ローマ市はノルマン軍の爲に、ヴァンダル人の劫掠以後絶えて見なかつた程の大破壊を蒙つた。ローマ市民はこの大損害をグレゴリオの罪に歸して激昂した。彼は即ちノルマン軍と共に南方に逃亡したが、その中途サレルノに止まり、茲で又々ヘンリーを破門し、幾何もなくして死去した(一〇八五年)。彼の最期の言葉は『余は正義を愛して不正を惡んだ。だから余は客死するのだ』といふのであつた。斯くして、

彼は夫の如く奮闘したその主張の勝利を十分見届けずして死去したのである。

ゴレゴリオ七世は眞に正義の化身であつた。Justitia (正義) とは彼のはじめて用ひた言葉である。彼はストイック的頑強さを以て正義の勵行に猛進し、決して他と妥協しなかつた。併しながら、彼の正義の觀念から噴湧する餘り多くの主張は、彼の勇氣と信念とを以てしても大部分實現を見ずして畢つた。彼に今少しの妥協性があつたならば、より多くの業績を殘したであらう。彼はウイリアム戰勝王にも、フランスのフィリップ一世にも讓歩した。而も兩王ともに依然敍任權を保持した。ヘンリー四世と雖も、多くの點に於て自家の主張を貫いたではないか。ゴレゴリオのこの餘りに頑強なる態度は、ローマ市民の同情をすら失はしめ、彼の晩年を憂鬱ならしめ、躬自から異郷に客死するの悲劇に畢らしめたのである。

併しながら、クリニーの改革綱領を探り上げて、ローマ法王政府の積極的政策たらしめ、その多くを遂行したのは、全くゴレゴリオ七世の力に負ふたのである。『ローマ法王政府はその獨立を擁護し、教會改革に於てリードをとり、而して改革者がその爲に戦ひつあつた諸の主義を確立した。ローマ法王政府は又その宗教部面の内部に於けるその絶對的權威を主張し、未曾有なるも、而も將來に於ても決して緩められなかつた管理權を行使した。これは大部分ゴレゴリオ七世の業績であつた』(Cambridge Mediæval History, V, p. 80) 而して彼は又アウグスツス・ケーヴルの地位を相續するといふ、高大なる抱負

を懷いて、キリスト教國の帝王に號令し、その最大の俗君主たる神聖ローマ皇帝をしてその前に膝行せしめ、結局對皇帝戰に於ける將來の完全なる勝利の基礎を据えた。その他、ヨーロッパ各國に法王の使臣を常設的に派遣し、法王の權威を宗教會議の決議以上に置き、法王選舉權を樞機員會議の手に把握せしめ、俗君主の裁判に對して僧侶階級の法王に上訴する途を開いた等、數へ來れば、彼がローマ法王政治に對する偉勳は實に赫奕たるものがある。彼は實に中世期に於ける最も偉大なる人物の一人であるのみならず、グレゴリオ大法王、聖ベネディクトと共に中世期キリスト教會史を飾る大偉人である。